

MEMO

家族のための相続手続

相続手続についての相談窓口は「全国儀式サービス」にて承っております。
期限がある手続きもございますのでお早めにご相談ください。

相談無料 (フリーコール) **0120-204-122** 24時間年中無休



音声ガイダンスに従って、「相続手続」をお選びください。

NCPは全国儀式サービスと
ご相続手続きに関する
業務委託契約をしております。



エヌシーピー NCPグループ NCP相続センター

相続NCP 検索 <http://www.ncp-law.com>

葬儀支援サービス

葬儀のご手配、相談はこちら

相談無料 (フリーコール) **0120-421-493**

24時間365日対応 [全国儀式サービス]で検索

家族のための生前整理・遺品整理

遺品整理に関するご相談はこちら

相談無料 (フリーコール) **0120-204-122**

24時間(年中無休)

2022年10月発行



家族のための
相続手続

葬儀後の手続き

G U I D E B O O K



株式会社 全国儀式サービス

家族のための相続手続

葬儀が終わると、悲しみにひたる間もなく、行わなければならない手続きや届け出が目白押しです。年金・保険・各種届出・相続等の手続き、法要の準備など、いずれも葬儀社の手を離れて、家族の皆様自らが対応しなくてはならない事ばかりです。

特に相続は、「**期限がある**」「**専門知識を要する**」「**手間がかかる**」と、働きながら手続きを進めるのは大変です。また、手続きを行わないと、残された家族が不利益を被る場合もあります。

『**葬儀の時だけでなく、葬儀後も、働くあなたの助けになりたい**』という想いのもと、普段通り仕事をしながら、相続手続きをスムーズに行うことができるサービスが「**家族のための相続手続**」です。

全国儀式サービスの会員様には、故郷を離れて働いていらっしゃる方も多く、遺産を相続する場合、故郷へ行き来するだけでも、時間・費用がかかります。そこで相続の手続きについて、助言・代行してくれる専門家を紹介いたします。全国の方々に等しくサービスを提供できるように、葬儀と同様、以下の7点を目指しました。

- ① 初めての方でも安心
- ② 年中無休(年末年始を除く)
- ③ 日本全国で提供
- ④ お電話1本で手配
- ⑤ 信頼と実績の専門家を紹介
- ⑥ 相談窓口の一本化
- ⑦ 適正価格

株式会社全国儀式サービス

約30年にわたり、日本の名立たる企業・団体の福利厚生として、葬儀を支援させていただき、全国の数ある葬儀社の中から信頼のおける葬儀社のみ紹介してきました。この度、新しく終活に関わるサービス「家族のための生前整理・遺品整理」、「家族のための相続手続」を開始。葬儀同様に唯一無二の全国ネットワークを構築し、電話1本で全国の信頼できる専門会社をご紹介します。

実績

- 契約企業・団体:15.4万社
- 「葬儀支援サービス」利用件数累計:12.1万件
- 会員数:661.3万人
- 葬儀支援実績:30年2ヶ月

※2022年8月現在

「家族のための相続手続」サービスの特徴

特徴 01

相続に特化した専門家を紹介

司法書士・行政書士・税理士は、一般的に自分の得意とする分野を持っており、その分野を中心に業務を行っています。「家族のための相続手続」では、その中でも実績豊富な相続の専門家をご紹介します。そのため、あなたのご相談内容をうまく汲み取り、柔軟に対応することが可能です。

特徴 02

相談・面談は無料。土日もOK

まずは電話で相談します。専任スタッフから助言を聞くことができます。そして後日、専門家(士業の有資格者)と面談します。解決策と手続きにかかる費用を知ることができます。相談・面談は無料です。土日祝日も対応しているので、平日は仕事で忙しいあなたも、ゆっくり相談・面談できます。

特徴 03

窓口の一本化が可能

紹介する士業グループには、司法書士・行政書士・税理士が多数在籍しています。そのため、必要な手続きを個別に相談・依頼せずに済みます。また「遺産の調査から書類の準備・提出まで」といったように、手続きをまとめて依頼することも可能です。

特徴 04

日本全国で対応が可能

お住まいの場所から離れた地域での手続きも、ご依頼いただけます。離れたご実家を相続する場合も安心です。

※一部地域はオンライン面談にて対応

ご葬儀後の相続手続きの流れ

14日以内

3ヶ月以内

4ヶ月以内

10ヶ月以内

家族でできる 早めに 終わらせるべき 手続き (P3-4)

- 年金受給停止の連絡
- 世帯主の変更届出
- 介護保険資格喪失届
- 国民健康保険資格喪失届
- 葬祭費の請求申請
- 社会保険資格喪失届

専門家に任せ方が良い落ちついたらやること ~相続手続・税金関係~ (P7-8)

手続には期限があるだけでなく、専門的な知識を要します。万一申請に不備があり、期限内に手続きが終わらないと、家族が不利益を被る場合もありますので、不安な方は専門家に依頼することをお勧めします。

- 遺言書の有無確認
- 戸籍謄本取得 (相続人調査)
- 相続財産を把握する
- 相続放棄手続
- 所得稅準確定申告
- 遺言書の検認申立
- 不動産の名義変更
- 預貯金等の解約
- 有価証券の名義変更
- 自動車の名義変更
- 相続稅申告及び納稅

期限が短いので早めに専門家に相談してください

家族でできる落ちついたらやること ~行政、年金、契約関係~ (P5-6)

- 生命保險の請求
- 高額医療費の払戻申請
- 未支給年金・遺族年金等受給手続
- 電気・ガス・水道の契約変更または解約
- 電話加入権の名義変更
- 携帯電話の名義変更または解約
- インターネットの名義変更または解約
- NHK契約の名義変更または解約
- 運転免許証の返納
- パスポートの届出
- クレジットカードの解約

（一）逝去

（二）葬儀

亡くなった後の手続きチェックリスト ①

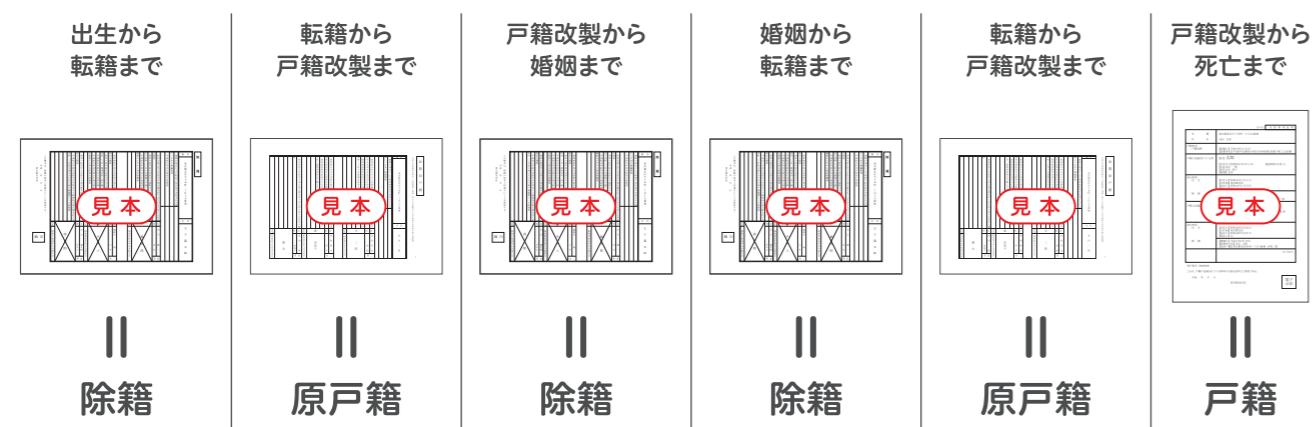
手続き方法・書類は、亡くなった方の年齢や勤務形態、お住まいの自治体などによって異なりますので、必ずご確認ください。

家族でできる早めに終わらせるべき手続き

CHECK	やること	期間	提出先	必要書類一覧									
				印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍謄本	除籍謄本	死亡診断書	年金手帳	保険証書	本人確認書類	その他
	社会保険資格喪失届	5日以内	勤務先	会社が退職手続きと一緒に行ってける場合が多いので、まずは会社の担当者に確認しましょう。あわせて埋葬費の請求、高額医療費の申請についてもご相談ください。									
	国民健康保険資格喪失届	14日以内	市区町村役場	○							○		保険証書の内容は下記です ・国民健康保険被保険者証(世帯主死亡の場合は世帯全員分) ・国民健康保険高齢受給者証(対象者) ・後期高齢者医療被保険者証(対象者)
	葬祭費の請求申請	2年以内		○							○		葬儀費用の領収書、葬儀費用の領収書がない場合は会葬礼状請求者の通帳のコピー(葬祭費の振込先になります)
	介護保険資格喪失届	14日以内											介護被保険者証 介護保険負担限度額認定証(対象者)
	世帯主の変更届出	14日以内		○									下記の場合は、届出は不要です ・故人が世帯主でない場合・故人以外の世帯員がない場合 ・残された世帯員が1人の場合 ・残された世帯員が15歳未満とその親の場合
	年金受給停止の連絡	10~14日以内目安	市区町村役場の窓口 又は年金事務所							○ コピー	○		受給権者死亡届

相続後の手続きでは、戸籍の提出を求められる場面がたくさんあります。

戸籍には、戸籍、除籍、原戸籍の3種類があります。またそれぞれに、謄本(全部事項証明書)と抄本(個人事項証明書)が存在します。



戸籍の種類

- 戸籍** 現時点での戸籍のことです。結婚したり、子供が生まれたりすると内容が追加されるものです。現在の戸籍と言えば、戸籍のことを示します。
- 除籍** もともと、戸籍であったものが、戸籍の人が結婚して、戸籍から出て居なくなったり、亡くなったことにより、戸籍に誰もいなくなったことで閉鎖された戸籍です。
- 原戸籍** もともとは、戸籍であったものが、法改正などで、戸籍の様式等を変更するために新しい戸籍をつくったことにより閉鎖された元の戸籍のことです。
- 謄本** 全部事項証明書ともいいます。戸籍に入っている人の全員が載っているものです。
- 抄本** 個人事項証明書ともいいます。戸籍に入っている人の一部(個人)の証明です。

亡くなった後の手続きチェックリスト ②

手続き方法・書類は、亡くなった方の年齢や勤務形態、お住まいの自治体などによって異なりますので、必ずご確認ください。

家族でできる落ち着いたらやること ～行政、年金、契約関係～

CHECK	やること	期間	提出先	必要書類一覧				除籍謄本	死亡診断書	年金手帳	保険証書	本人確認書類	その他
				印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍謄本						
	生命保険の請求	すみやかに	保険会社			○ 故人の除票						○	保険証券(P10を参照ください)
	高額医療費の 払戻申請	2年以内	市区町村役場 又は協会けんぽ、 健康保険組合	○			○ 故人との関係が わかるもの (コピー可)						医療機関発行の領収書 請求者の通帳のコピー(高額医療費の振込先になります) ※各提出先へお問い合わせください
	電気・ガス・水道の 契約変更または解約	すみやかに	電力会社・ガス会社 水道局	○ 口座振替の場合 銀行印									※名義の変更や解約は、電話でお手続きができます。 口座振替をご希望の方は、引落口座の変更書類と一緒に 送ってもらうようにしてください。
	電話加入権の 名義変更	すみやかに	契約先	○ 口座振替の場合 銀行印			○ 故人との関係が わかるもの (コピー可)	○ (コピー可)				○	電話加入権承継届出書(HPからダウンロードできます) ※名義の解約は、お電話でお手続きができます。
	携帯電話の解約	すみやかに	契約先									○	故人の携帯電話の中にあるUIMカードまたはSIMカード(解約の場合) ※携帯会社によって対応が異なる場合や、契約内容によって必要書類がかわる 場合がありますので、携帯会社へご確認ください。
	インターネットの 名義変更または解約	すみやかに	回線業者及び プロバイダ業者			回線業者(NTT東日本、NTT西 本、ソフトバンクBB、KDDIなど)とプロバイダ業者(Yahoo! BB、BIGLOBE、@nifty、OCNなど)2か所での 必要書類は各 か所にてご確認ください。また、2年契約の場合、違約金が発生する場合がありますので、よくご確認ください。							
	NHK契約の 名義変更または解約	すみやかに	NHK										名義変更、解約ともに電話でお手続きができます。 NHKフリーダイヤル 0120-15-1515 (9時～18時まで)
	運転免許証の返納	すみやかに	警察署 免許更新センター 運転免許試験場										○ 故人の運転免許証 ※亡くなったことがわかればいいので、除籍謄本や住民票の除票の コピーでも対応可能です。
	クレジットカードの 解約	すみやかに	契約先										※基本的には、お電話で解約のお手続きができます。 ただ、カード会社によっては除籍謄本などが必要となる場合も ありますのでカード会社へお問い合わせください。
	未支給年金受給 手続き	5年以内	年金事務所	○		○ 故人の除票と 請求者のもの (世帯全員分)	○ 故人との関係が わかるもの	○		○			故人の年金証書、未支給年金の振込先の通帳のコピー 未支給年金・未支払給付金請求書 生計同一証明書(請求者が故人と別世帯の場合)
	遺族基礎年金 (自営業の方)	すみやかに	市区町村役場	○		○ 故人の除票と 請求者のもの (世帯全員分) マイナンバーを 記入すると 省略可	○ 故人との関係が わかるもの						①年金請求書 ②故人の年金証書 ③遺族年金の振込先の通帳のコピー ④請求者の収入が確認できる書類(所得証明書、源泉徴収票等) ⑤子供の収入が確認できる書類(義務教育終了前は不要。高校等在学 中の場合は在学証明書) ※④⑤はマイナンバーを記入することで省略できます ※受給には条件がありますので年金事務所へお問い合わせください。 (P12を参照してください)
	遺族厚生年金 (会社員の方)	すみやかに	年金事務所										

亡くなった後の手続きチェックリスト ③

期限が短いので早めに専門家に相談してください。



相続手続きには期限があります。また、働きながら必要な書類を揃えたり、専門知識を要するなど、特に負担が多い手続きとなります。色々な手続きを同時に進めていく中で、不安な方は相続手続の専門家に依頼することをお勧めします。

専門家に任せた方が良い落ち着いたらやること ～相続手続関係～

CHECK	やること	期間	提出先	必要書類一覧								その他		
				印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍謄本	除籍謄本	死亡診断書	年金手帳	保険証書		本人確認書類	
	遺言書の検認申立		家庭裁判所			○ 相続人全員	○ 相続人全員	○ 出生～死亡 までのすべて						検認申立書 収入印紙 予納郵券
	不動産の名義変更		法務局	○ 実印 相続人全員	○ 相続人全員	○ 故人の除票と 名義を承継される 方の住民票両方	○ 相続人全員	○ 出生～死亡 までのすべて						申請書 相続関係説明図 遺産分割協議書(分割方法が法定相続分どおりではない場合)
	預貯金等の解約		金融機関	○ 実印 相続人全員	○ 相続人全員		○ 相続人全員	○ 出生～死亡 までのすべて						申請書 遺産分割協議書(分割方法が法定相続分どおりではない場合)
	有価証券の 名義変更		証券会社	○ 実印 相続人全員	○ 相続人全員		○ 相続人全員	○ 出生～死亡 までのすべて						申請書 遺産分割協議書(分割方法が法定相続分どおりではない場合)
	自動車の名義変更		陸運局	○ 実印 相続人全員	○ 相続人全員		○ 相続人全員	○ 出生～死亡 までのすべて						申請書 遺産分割協議書(分割方法が法定相続分どおりではない場合)
	軽自動車の名義変更		軽自動車検査協会	○ 新使用者 新所有者		○ 新使用者	○ 故人との関係が わかるもの 新使用者、 新所有者ともに	○						ナンバープレート(使用場所が変わる場合)
	相続放棄手続	3か月以内	家庭裁判所	○		○ 故人の除票	○	○						申立書 収入印紙 予納郵券
	火災保険の 名義変更	すみやかに	保険会社 又は代理店											「掛け捨て型」と「積立型」では必要な書類が異なります。 まずは保険会社へお問い合わせください。

専門家に任せた方が良い落ち着いたらやること ～税金関係～

CHECK	やること	期間	提出先	必要書類一覧								その他		
				印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍謄本	除籍謄本	死亡診断書	年金手帳	保険証書		本人確認書類	
	所得税準確定申告	4か月以内	管轄税務署	○		○ 故人の除票			○					源泉徴収票、生命保険・損害保険の領収書等 所得税確定申告書、決算書(事業主の場合)、医療費の領収書
	相続税申告及び 納税	10か月以内	管轄税務署	○ 実印 相続人全員	○ 相続人全員	○ 故人の除票	○ 相続人全員	○ 出生～死亡 までのすべて						登記簿謄本、金融機関残高証明書などお持ちの資産により 異なりますので税務署へご確認ください。

相続人の確定

相続人と法定相続分の確定

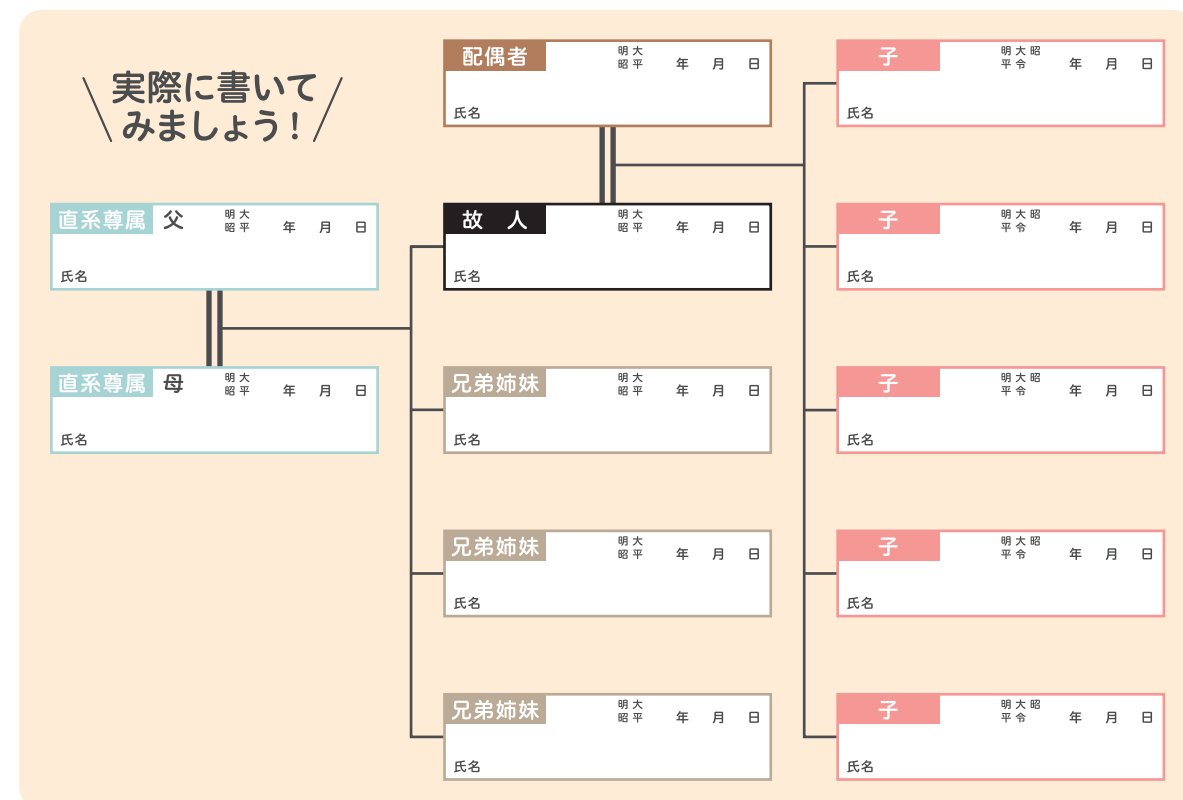
民法では、遺言書がない場合、相続人と法定相続分について次のとおり定められています。故人の相続人が誰なのかを確認しておきましょう。

配偶者(2分の1) + 第1順位:子(2分の1)

配偶者(3分の2) + 第2順位:直系尊属(3分の1)

配偶者(4分の3) + 第3順位:兄弟姉妹(4分の1)

このように、配偶者は常に相続人になります。ただし、内縁関係にあった方や、離婚をされた方は相続人になりません。第1順位の子は実子だけではなく、養子も含まれます。



生命保険

生命保険の契約内容を確認

契約者、被保険者、受取人を確認する必要があります。契約の内容によって手続きが異なります。

\\ 例えば /

契約者	被保険者	受取人	
故人	故人	妻	妻が保険会社へ請求
故人	妻	故人	故人の契約を引き継ぐ人を遺産分割協議で決めます。 ※契約を引き継いだ人は、受取人の変更もあわせて行ってください。
妻	妻	故人	請求できません。 契約者が受取人の変更を行ってください。

死亡保険金又は生命保険金の請求方法

- 1 → お手元に保険証券を用意して、保険会社へ連絡。
- 2 → 亡くなった旨を伝え、書類を送ってもらう。
- 3 → 書類を記入し、必要な書類と合わせて返送する。
- 4 → 保険金が振り込まれる。

👉 ポイント

保険証券が見当たらない場合は、故人の氏名、生年月日、登録住所で検索ができますので保険会社へ連絡をしてみましょう。

👉 ポイント

保険金を受け取った場合は、相続税、所得税、贈与税の対象となる場合がございます。生命保険会社へお問い合わせください。

年金の手続き

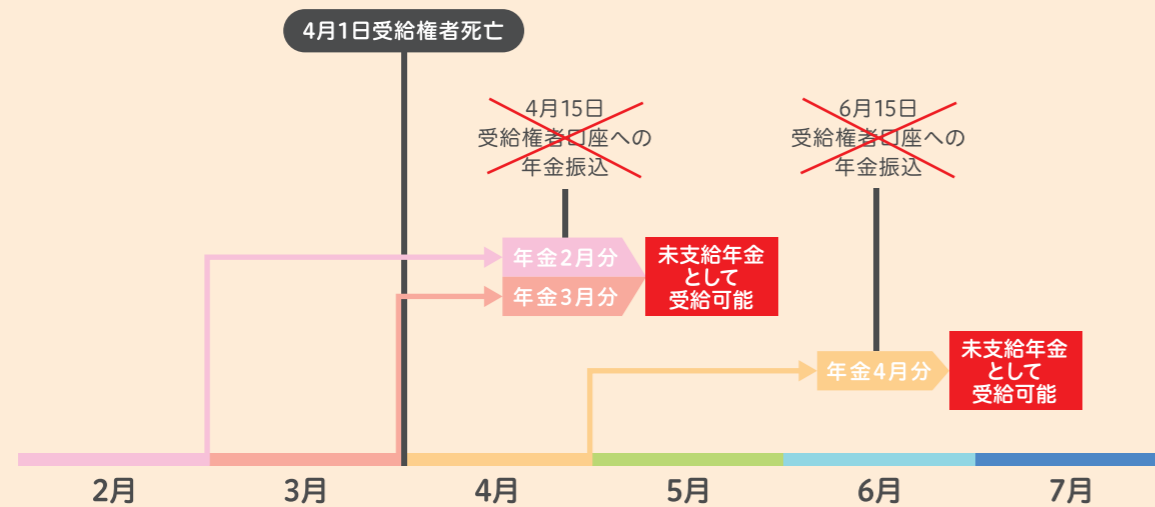
年金受給停止の手続き

まずは年金を止めましょう。
死亡月以降に受け取った分は、返還しなければならないこともありますので、気をつけましょう！

未支給年金

年金は亡くなった月まで支給されます。
受け取っていない月の分は、亡くなった方と生計を同一としていた人は、未支給年金として請求することができます。

例え／ 4月1日に受給権者が亡くなった場合



遺族厚生年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金

遺族厚生年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などさまざまな種類があります。上記の年金を請求できるのかどうかは、要件をみたしている必要があります。

とても煩雑な手続きとなりますので、まずは『ねんきんダイヤル』にてお電話でご相談いただくか、お近くの年金事務所でご相談ください。年金事務所での相談はご予約が可能です。

※ ご相談の際には故人の基礎年金番号のわかる資料(年金手帳、年金証書、ねんきん定期便など)をお手元にご用意ください。

電話での相談窓口

ねんきんダイヤル (0570-05-1165)

050ではじまる電話でかけるとき (03-6700-1165)

【受付時間】 月曜日 午前8時30分～午後7時00分
火曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分～午後4時00分

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時00分まで相談をお受けします。
※ 休日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約

予約受付専用ダイヤル (0570-05-4890)

050ではじまる電話でかけるとき (03-6631-7521)

【受付時間】 月曜日～金曜日(平日) 午前8時30分～午後5時15分

※ 土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

企業年金のお問い合わせ

企業年金コールセンター (0570-02-2666)

050ではじまる電話でかけるとき (03-5777-2666)

【受付時間】 月曜日～金曜日(平日) 午前9時00分～午後5時00分

※ 土・日・祝日、年末年始はご利用いただけません。

ポイント

共済年金のお問い合わせ先は、遺族共済年金のみを請求される場合は、加入していた共済組合へお問い合わせください。それ以外は年金事務所または年金相談センターへお問い合わせください。

税金の手続き

相続に関する税金の手続きには期限があります。期限を超えるとペナルティがありますので気を付けましょう。ただし、全員が必ずやらなければならないというわけではありません。申告義務があるのか、ないのか。まずは検討しましょう。

準確定申告

亡くなってから4カ月以内に!

申告義務がある場合 ▶ 亡くなった方が、以下に該当する場合

- 個人事業主の方や賃貸不動産の収入がある方
- 年金収入が年間400万円を超える方
- 会社員だった方で、給与が年収2000万円を超えている方
- 給与や退職金以外の所得が20万円を超える方
- 生命保険の満期金や一時金を受け取っている方
- 土地や建物を売却した方
- 2カ所以上から給与をもらっている方

相続税の申告と納税

亡くなってから10カ月以内に!

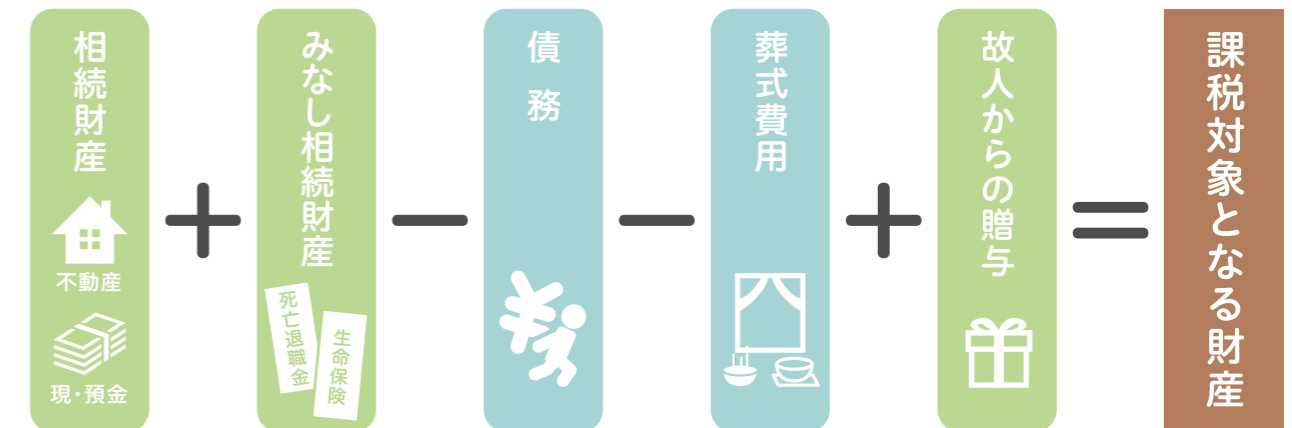
申告義務がある場合 ▶ 基礎控除の額より、課税対象となる財産の額が大きい場合に申告が必要になります。

課税対象となる財産



基礎控除額

課税対象となる財産の計算方法



基礎控除額

$$3,000\text{万円} + \left(\text{法定相続人の数} \times 600\text{万円} \right)$$

👉 ポイント

亡くなる直前に故人の口座から引き出した預金も、相続財産として計算される場合があります。

👉 ポイント

亡くなった方が、子供たちの名義で預金をしていた場合、名義預金として亡くなった方の相続財産として計算します。

👉 ポイント

葬式費用はどこまで?

- ◎ 認められるもの ▶ 通夜、告別式にかかった費用、遺体の搬送費用、火葬埋葬料、お布施等
- × 認められないもの ▶ 香典返し、墓地や仏壇等の買入れ、初7日、49日の法要等

提携会社：株式会社NCP相続センター

ごあいさつ

不動産、預貯金、相続税などの手続はやらないといけない手続です。我々NCPでは、このやらないといけない手続を安心の料金で丁寧に対応させていただくことでご遺族の負担を大幅に軽減いたします。
多くの実績が評価され、週刊ダイヤモンドなどの雑誌の監修、東京都特別区(23区)職員への研修なども担当しております。



グループ代表 井上真之
フジテレビ「とくダネ」にて

実績：業界No.1

相談件数	● 2021年30,000件超 ● 累計165,000件超
受託件数	● 年間10,000件超(2021年11,771件) ● 累計60,000件超
社員研修	● 多数担当 (東京都を始めとした地方自治体、大手金融機関、大手不動産会社など)
監修書籍	● 多数担当(週刊ダイヤモンドなど)
他社との違い	● 司法書士・行政書士・税理士・社労士など100名以上がグループ内に在籍する、業界最大手の会社です。 さらに、社外の有資格者とも、数百名と提携しています。
有資格者	● 税理士：300名以上 ● 弁護士：40名以上

北海道から九州まで、直営の拠点が約50カ所あり、全国で対応しています。
土曜・日曜・祝日も営業。ご自宅への無料訪問も行います。



ご利用特典・料金説明

相続手続についての
相談が無料

国家資格者によるご自宅への
初回無料訪問サービス(土日祝も対応)

※一部地域を除く

① 戸籍収集お任せサポート(相続税判定サポート付き)

- 故人の出生～死亡までのすべての戸籍謄本(改製原戸籍、除籍謄本)の収集作業
- 相続関係説明図(家系図のようなもの)の作成 ● 相続税の簡易計算

報酬 **39,000円～** (税込価格42,900円～)

※故人の兄弟(甥姪)が法定相続人となる場合は報酬65,000円～(税込71,500円～)となります
※金融機関の残高証明書、不動産の登記事項証明書・名寄帳などの取得報酬は別途発生します

② 不動産の名義変更(相続登記)

報酬 **65,000円～** (税込価格71,500円～)

※別途で登録免許税(固定資産評価額の0.4%)が発生します
※複数の物件がある場合には別途加算料金が発生します
※不動産の価格が2,000万円を超える場合は別途加算料金が発生します

③ 預貯金・株式の相続(払い戻し・名義変更)手続

報酬 **50,000円～** (税込価格55,000円～)

※合計残高2,000万円を超える場合は別途加算料金が発生します
※新規での株式口座開設など特別な手続きについては別途料金が発生します

④ 遺産分割協議書の作成

- 金融機関や法務局で必要となる書類です

報酬 **45,000円～** (税込価格49,500円～)

※遺産の種類・数・金額、相続人の人数などにより加算報酬が発生する場合もございます

⑤ 相続税の申告

- 税理士報酬は、遺産の額や種類・相続人の人数などにより大きく変化します
- 具体的な報酬額は面談時にご提示いたします(面談は無料です)